

製品プラスチック再商品化業務に関する協定書（案）

製品プラスチック再商品化業務（以下「本業務」という。）に関して、伊豆の国市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、以下のとおり合意し、この協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定において使用される用語は、本協定に特段の規定がある場合、又は、文脈上、別異に解すべき場合を除き、「製品プラスチック再商品化業務事業者選定プロポーザル」の実施要領において定義された意味を有する。

（目的）

第1条 本協定は、本業務に関し、乙が受注候補者として決定されたことを確認し、甲及び乙の間における本業務に係る委託契約を締結することを目的として、それに向けての甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について検討と協議を行う。

- （1）伊豆の国市内にて発生するプラスチック資源について、効率的かつ安定的な再商品化を実現するために国の認定を取得する計画等の作成に関すること。
- （2）プラスチック資源の再商品化の実施に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、資源循環、脱炭素化、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に関する事項等について、甲、乙間で協議して定める事項に関すること。

（協議及び報告）

第3条 甲及び乙は、前条の協定の内容に関し、相互に協議及び報告を行う。

（責務）

第4条 乙の行為に起因して第三者との間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく検討と協議を行うに当たって知り得た相手方の秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、相手方から当該相手方に係る秘密情報の開示について書面により事前に承諾を得たときは、この限りでない。

（本協定の変更）

第7条 甲及び乙は、相手方から本協定の内容について変更の申出があった場合は、その都度協議の上、書面により必要な変更を行う。

（本協定の有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和12年3月31日までとする。

（協定の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、書面をもって通知することで、この協定を解除することができる。

- （1）本協定の目的を達成することができないと判断したとき。
- （2）乙が誓約書の記載事項に反したとき。
- （3）前各号に定める場合のほか、乙がこの協定の条項に違反したとき。
- （4）施設等が認可基準を満たさず、国の認定が認められなかった場合。
- （5）委託契約の協議に際しては、契約内容に関する両者の合意ができないと甲が判断したとき。

2 第1項の規定によりこの協定が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切その責めを負わない。

3 第1項（2）、（3）の規定によりこの協定が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負う。

（個人情報の保護）

第10条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を損害することのないよう、個人情報を取り扱わなければならない。

（関係法令上の責任）

第 11 条 甲及び乙は、本協定の履行に関し、関係する各種法令等を遵守する。

(契約)

第 12 条 甲及び乙は、本協定に基づき協議の上、本業務を各年度において別途契約する。

(その他)

第 13 条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、
甲、乙協議の上処理する。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 印

乙 印